

◆福知山市自治基本条例の背景等

1 自治基本条例とは

自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自律した自治体を構築するために、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めたもので、福知山市におけるまちづくりの最高規範と位置付けられます。

2 条例制定の背景

社会経済情勢が急激に変化する中、多種多様な市民ニーズや複雑化・深刻化する地域課題に対し、これまでのように均一的・画一的な行政サービスでは適切に対応することが困難な状況となっています。また、人口減少に伴う過疎化・高齢化の進行や地域活動への無関心層の増大によって、伝統的に培われてきた地域での支え合いや助け合いの関係が希薄化し、自治会などの身近な地縁型コミュニティの維持・運営と担い手の確保が課題となっています。

一方、従来の地縁組織や行政だけでは解決できない課題に柔軟に対応できるコミュニティとして、三和・夜久野・大江地域において市民主体による地域づくり組織の設置やボランティア・NPO・事業者などの団体による様々なテーマ型のコミュニティ活動が拡大、多様化しています。

また、市民・地域・ボランティア・NPO・事業者・行政などの多様な主体が互いに対等な立場でパートナーシップを確立し、それぞれの特性を活かし合うとともに役割と責任を明確化することにより、「自助・共助・公助」が機能する持続可能な協働型社会を構築することが求められています。合わせて集落機能や地域福祉の維持、安全対策など、地域間の協力体制や住民相互の対話と役割分担のあり方について、現状に即して再構築し、郷土への愛着と誇りのもとに、地域の特性や実情に応じた地域運営ができる新たな市民主体の仕組みづくりが求められています。

このような状況の中、本市は、平成 25・26 年に連続して大規模な水害に見舞われ、全国各地から多くのボランティアの支援を受けたことで早期の復旧・復興につなげることができました。さらに、自治会などの地域内における連携・支援の重要性を認識することとなりました。

今後はコミュニティ意識の高揚と活動を展開するために必要な支援体制や多様な主体間の横断的な情報交換や活動交流の機会など、持続性のあるまちづくりのための課題や目標を共有し、解決に向けて取り組むための体制と場づくりが必要となっています。また、市民への行財政情報の提供や公開、計画策定や政策決定、その形成過程への参画を推進し、まちづくりの主役である市民が、行政と情報や方向性を共有することが必要となっています。

3 制定の趣旨・目的

こうした背景を受けて、市民がまちづくりの主体であるという基本理念のもとに、福知山市における市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市のそれぞれの役割と責任を明確にし、共に考え協力し、行動することにより市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

既に福知山市では、「自助・共助・公助」が機能し、時代の変化に対応する持続可能な地域運営をめざす住民主体の地域づくり組織の取組が3地域（三和・夜久野・大江）において進められており、その活動と意志を尊重しなければなりません。また市政運営についても広報と情報公開の充実を通じて市政への理解と信頼関係を深め、公正で開かれたものとし、市政の計画策定や政策決定などへの市民参画の機会を拡大し、まちづくりの課題や目標の共有によって、社会変化や市民ニーズに即応した協働型社会を推進しなければなりません。

そこで、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めた自治基本条例を制定し、まちづくりの主役である市民が主体となった市民自治のまちづくりを確立して、自律した自治体運営をめざすものです。

4 自治基本条例の意義

地方政府としての自治体の最高規範性を確立し、福知山市のまちづくりの基本理念、行動原則を確認します。

福知山市のまちづくりを支える市民、市議会、行政の役割と責務を明記して、住民自治と団体自治の関係を確認します。

地方自治法は、自治体の組織と運営に関する事項を規定しているが、住民自治に関する仕組み、参画・協働のあり方、情報共有等に関する地域経営の基本的事項の規定はほとんどなく、地方自治法を補う必要があります。

福知山市の地域協働の基盤である地域自治組織など、福知山市独自の地域自治システムを制度的にも担保し、市民主体のまちづくりの環境整備を進めます。

自治体の自律（自立）に向けて、大事にすべき文化、理念が何なのかを再確認し、そのための行動原則を明らかにし、まちづくりの主体である市民、市議会、行政の責務を明確にします。

◆自治基本条例と市民憲章との違い

市民憲章は市民の行動規範を中心に定められ、共感に基づいた自発的行動意欲の喚起が期待されるのに対して、自治基本条例は市民等の権利や責務、行政の組織・運営等について市議会の議決によって決定される法規であり、条例には法的実効性があります。

◆自治基本条例と福知山市の総合的な市政運営の計画との違い

福知山市の総合的な市政運営の計画は、一定期間中に達成すべき目標を設定し、その実現のための手法を体系化、総合化したもので、自治基本条例は、そうした行政計画の策定手法や位置付けも規定するので、行政計画の上位規範です。

◆福知山市の総合的な市政運営の計画と市民憲章との違い

通常、市民憲章には想定期間がないのに対して、福知山市の総合的な市政運営の計画は想定期間があります。市民憲章では心の支えとなり続ける半永久的な理想が示され、福知山市の総合的な市政運営の計画では実現を前提として現実的な施策が示されています。

5 福知山市における位置づけ

福知山市の総合的な市政運営の計画である「未来創造 福知山」の記載内容

第1章 市民が主体のまちづくり（協働・人権）

1節 市民協働の推進

施策3 新たな協働の仕組みにより地域力を再生・強化する

- ②市民と行政との役割分担や市民の市政への参画を明らかにした自治基本条例の理念を推進します。

6 福知山市自治基本条例の検討経過

1 平成21年度～平成22年度 市民協働事業により地域のあり方検討

(1) 平成21年度市民協働まちづくり研修会

①目的

市民が、市政に積極的に参画できる新たなシステムの構築に向けて、参加手法や新たなパートナーシップのあり方等について市民と職員が市民協働のイメージや方向性を共有するとともに、職員の意識・スキルの向上を図ります。

②概要

公募市民30人と市職員12人が参加する『市民協働まちづくり研修会』を6回にわたって実施し、市民協働についての講演会や、フィールドワーク、ワークショップを行いました。

(2) 平成22年度市民協働まちづくり検討会

①目的

合併後の新市の一体感を醸成するための、「自助・共助・公助」が機能する持続可能な協働型社会の実現をめざして、市民が市政に積極的に参画できる参加手法や多様な主体間による新たなパートナーシップのあり方等について検討を深めます。

②概要

- ・「市民協働まちづくり検討会」を全6回開催しました。また、「市民協働まちづくりシンポジウム」を開催し、検討成果の発表やパネルディスカッションを行いました。
- ・公募市民25人（内旧町6名）、市職員17人が参加し、市民協働によるこれからのまちづくりのあり方や仕組みづくりについての議論を深めることができました。またその成果を「市民協働まちづくりに向けた提言」としてまとめました。

・協働でこんな「まち・むら」にしたいという思いや、現状や課題から市民や行政などそれぞれの担い手の役割と責任、協働を推進していくための手法や仕組み、取組・事業として自治基本条例の制定などが必要なこと、また、「福知山人気質」といった、我々の地域のよい部分・悪いと思われる部分を直視し、乗り越えることを提言し、平成22年2月22日に検討会メンバー他で直接市長に手渡しました。

2 平成23年4月～平成25年9月 市民協働推進会議開催（全124回）

■平成21年度・22年度の成果を引継ぎ、「市民協働推進会議」を開催し、自治体運営の基本原則となる条例【自治基本条例】や、新たな地域運営のあり方等について検討

■平成25年9月29日市民協働推進会議提言書 提出

○9/28 市民協働シンポジウム開催

地域協議会導入、自治基本条例制定、中間支援組織設置の3点を提言

自治基本条例に地域づくり組織（地域協議会）設置の条文位置づけ

■地域協議会導入検討を地域モデルで実施する旨補助金制度創設を提案（H25実施）

3 平成25年度

○6/24 経営戦略会議 旧三町地域協議会設置の方向性確認

○11/12 地域計画策定支援事業補助申請審査委員会（第1回）

【三和地域申請 再審査】

○11/18 地域計画策定支援事業補助申請審査委員会（第2回）

【三和地域再申請 補助決定】

4 平成26年度

○8/1 地域計画策定支援事業補助申請審査委員会（第1回）

【夜久野地域申請 補助決定】

○8/1 地域提案交付金事業補助申請審査委員会（第1回）

【三和地域申請 補助決定】

○3/28 三和地域協議会設立総会開催

5 平成27年度

○4/1 三和地域協議会スタート

○4/23～ 第1回自治基本条例策定委員会（以降第5回まで開催）

○5/1 地域計画策定支援事業補助申請審査委員会（第1回）

【大江地域申請 補助決定】

○5/1 地域提案交付金事業補助申請審査委員会（第1回）

【夜久野地域申請 補助決定】

○7/7 経営戦略会議 自治基本条例 素案提示

○7/14 夜久野みらいまちづくり協議会設立総会

○7/14 自治基本条例 全議員協議会 素案説明

○7/22～ 未来創造ミーティング自治基本条例説明（各地域公民館9ヶ所開催）

○10/1～ 広報ふくちやま 自治基本条例掲載（11/1、12/1号連載企画）

- 10/7 経営戦略会議 自治基本条例 3月成立に拘らず議論を進めること確認
- 10/22 自治基本条例 全議員協議会 説明 総務防災委員会で議論する方向
- 3/21 大江まちづくり住民協議会設立総会

6 平成28年度

■三和地域協議会支援事業

■夜久野地域協議会支援事業

■大江地域協議会支援事業

○5/17 自治会長会で地域協議会制度を説明

○5/31 新たな地域運営に係る研修会（係長級以上の全職員対象）

講師：福知山公立大学富野副学長